

## 研究助成 申請に関するFAQ

## 【共通事項】

1	Q	昨年度（第5回〈2018年度〉）の申請者数や採択者数を教えていただけますか。また、過去の採択者など既に公開されていて、アクセス可能なものはありますか。
	A	「研究者育成助成」では、昨年度の申請者数 21 件、採択数 2 件、「奨励研究助成」では、申請者数 96 件、採択数 16 件でした。 採択者一覧については、当財団 HP 上の「研究助成事業」「助成採択者一覧」より「第5回（2018年度）研究助成採択者一覧」をご覧ください。
2	Q	博士号を取得していませんが、申請は可能ですか。
	A	「研究者育成助成」については、博士号取得が応募資格となります。 「奨励研究助成」については、国内の大学および公的研究機関に勤務する研究者の方で、博士号取得者または後期博士課程単位取得退学者が対象となります。
3	Q	所属機関長の承認や推薦がないと申請できませんか。
	A	「研究者育成助成」「奨励研究助成」ともに、助成金を大学等の研究機関への指定寄附金とさせていただきます。採択後には必ず所属機関長の承認印が必要です。 さらに、「研究者育成助成」については、申請者の育成支援の役割を担う教員（「育成支援教員」）の推薦書が必要です。
4	Q	応募資格について、「研究者育成助成」「奨励研究助成」ともに「所属機関長の承認を得られる方」とありますが、所属機関にて申請者の人数制限（1名のみ、など）はありますか。
	A	当助成ではとくに人数制限は設けておりませんので、複数の申請でも結構です。
5	Q	海外在住の研究者の申請は可能でしょうか。
	A	「研究者育成助成」については、助成採択後は国内の受入研究機関で研究を行う方を対象としています。申請時に海外で研究されている方も対象となりますので、帰国後の研究・生活を支障なく再開するための手段としてもぜひご活用ください。 「奨励研究助成」については、募集要項の「国内の大学・短期大学・高等専門学校および公的研究機関に所属する研究者の方」という記載のとおり、国内の研究機関において研究を行う方を対象としています。 なお、両助成ともに、申請書はご本人が日本語で記載してください。
6	Q	申請書類の送付方法ですが、普通郵便で郵送しても大丈夫でしょうか。
	A	普通郵便よりも、万一の紛失に備えて、宅配便や「レターパック」等、追跡サービスのある方法をご使用いただくことをお勧めします。

7	Q	「申請にあたっては必ず所属機関長の許可をとること。採択後に承認印をいただきます。」と記入要領にあります。申請時には承認印は必要なく、採択後何らかの別文書にて承認印を押印したものを提出する、という解釈でよろしいでしょうか。
	A	申請時は Web 申請のため承認印は必要ありませんが、採択後、書面にて「助成受諾書」に助成対象者の署名捺印をいただきます。その際、所属機関長の公印のご捺印もお願いしております。

8	Q	申請は申請者本人が行うとありますが、書類送付も申請者本人が行うべきものでしょうか。大学の事務部で取りまとめ、書類を送らせていただくことが可能でしょうか。
	A	書類の送付につきましては、事務部で複数の申請書類をまとめて送って頂いても結構です。

### 【「研究者育成助成〈ロッセ重光学術賞〉について】

1	Q	助成対象者の称号付与について、助成開始時（4月1日）までに受入研究機関により特任助教など有期の称号付与を確約されなければ、不採択となりますか。
	A	不採択となります。学内の研究室・図書館等を自由に活用して研究していただくために、どうしても受入研究機関より付与される称号が必要であると考えています。

2	Q	テニュアトラックや学術振興会特別研究員である場合、申請はできますか？
	A	テニュアトラックや学術振興会の特別研究員、「さきがけ」、「卓越研究員」等、助成年度（今年度では 2019 年度）以降に当助成以外の研究資金から人件費（給与）が支給される方は、当助成に採択された際には二重給与となりますので、申請はできません。申請後、上記の制度に採択が決まった方についても、当助成との重複はできませんので、必ずお申し出ください。

3	Q	採択となった場合、財団と助成対象者の受入研究機関との間で、契約を締結することになりますか。
	A	いわゆる「契約書類」はありませんが、採択通知とともにお送りします「助成受諾書」に、助成対象者、育成支援教員、および受入研究機関長の署名捺印をいただきます。また、採択後、実務ご担当者の方も含めて面談の場を設け、事務的な運営事項をまとめた「実施要領」のご確認をいただいております。

4	Q	「助成対象者の生活費」とは具体的にどのようなことを想定されていますか。
	A	助成対象者は、受入研究機関から称号付与されることで受入研究機関の基本構成員となり、有期の常勤教員として機関との間で最長 5 年間の雇用契約を締結していただきます。教員人事において採択が確定すると、採択した教員に対して「人件費」が発生しますが、この財源となるのが、当財団助成金の「生活費相当額」です。つまり、「助成対象者の生活費相当額」は「受入研究機関が支出する人件費」を財団の助成金で代替するものであるとご理解ください。

5	Q	「募集要領」中「7.助成金の支払いおよび使途」のうち、助成対象者の生活費相当額の決定にあたっては、財団と受入研究機関が協議し、助成対象者に対応する標準給与を参考に決定するとあります。雇用側としては、助成金から助成対象者の人件費の全てを支出できると考えてよいでしょうか。
	A	はい。当助成金の場合、雇用主が負担する法定福利費や通勤費用などについても、助成金の生活費相当額から支払っていただけます。ただし、標準給与額や研究費の決定にあたっては、助成対象者の自立した生活や研究に支障のない額であるかどうか、事前に財団と受入研究機関の間で協議させていただくことを希望します。

6	Q	育成支援教員が、助成期間中に退官等で申請者の育成支援教員としての役割を担うことができなくなった場合は、どうなりますか。
	A	育成支援教員となる方は、最長 5 年間の助成期間中、育成支援教員としての立場を継続いただける方が望ましいと考えています。ただし、やむを得ない事情の場合は、後継として相応しい教員を推挙いただき、その教員に育成支援教員としての役割を引き継ぐことも可能です。この場合は、諸手続きが必要となりますので、財団まで必ず事前にご相談いただくこととなります。

7	Q	応募締切後、または採択後に、受入研究機関や育成支援教員の変更など、申請内容の変更を行うことはできますか。
	A	応募締切後は、申請書類の差し替えや内容の変更はできません（取り下げは可）。審査は申請書類の記載事項に基づいて行われるため、採択後の申請内容の変更についても、やむを得ない事情を除いて認めておりません。

### 【奨励研究助成について】

1	Q	短期大学の所属教員は当該研究助成事業の対象となりますか。
	A	はい。「奨励研究助成」においては、募集要項中「5.応募資格」の項目の条件を満たしていれば、短期大学の教員の方でも申請可能です。

2	Q	博士学位を取得していない者は申請対象外でしょうか。
	A	「奨励研究助成」の場合は、学位を取得していなくても、後期博士課程単位取得退学者（博士課程満期退学者）の方でも申請できます。

3	Q	「課程博士」でなくても、「論文博士」でも申請は可能でしょうか。
	A	はい。博士号取得においては、「課程博士」「論文博士」どちらでも結構です。

4	Q	共同研究者に参画してもらう予定ですが、共同研究者への分担金や交通費、人件費等の扱いはどのようになるでしょうか？
	A	当助成につきましては、申請者ご本人のみに対しての助成金となりますので、共同研究者への分担金や交通費、人件費等の支出はできません。

	<b>Q</b>	日本学術振興会の特別研究員でも応募は可能でしょうか？
5	<b>A</b>	「奨励研究助成」の場合、学振の特別研究員の方もご応募については問題ございません。ただし、採択された場合、助成金を所属機関の口座に寄付金としてお振り込みし、委任経理を行っていただきますので、申請の際に、助成金について委任経理が可能かどうかも含めて所属長の方にご確認をお願いいたします。